

栃木県立黒磯高等学校いじめ防止基本方針

本校では、全ての教職員が「いじめはどの子どもにも、どの学校においても起こり得る」という事実を踏まえ、生徒の尊厳を守りながら、いじめのない学校づくりに向けて組織的に取り組みます。

いじめ防止等対策の組織として「いじめ防止対策推進委員会」を組織し、「いじめの起こらない学校づくり」に向け様々な教育活動をととした未然防止対策を行うとともに、いじめが疑われる事態を把握した際には早期の解決に向け組織的に対応します。

特に重大事態が発生した場合には、県教育委員会に速やかに報告し連携しながら対応するとともに、所轄の警察署等の関係機関に通報し援助を求めます。

本基本方針には「黒磯高等学校いじめ防止基本方針実施のための行動計画」を設け教職員はその計画に基づいて基本方針の実践に努めていきます。

1 組織的な対応に向けて

- いじめ防止いじめ対策として、いじめ防止対策推進委員会を組織し様々な教育活動をととした未然防止対策を行うとともに、いじめが疑われる事態を把握した際には、早期の解決に向け組織的に対応します。
- いじめを始めとする生徒指導上の諸問題に関する校内研修を年間計画に位置付け実施し、全ての教職員の共通理解を図るとともに、具体的対応力の向上を図ります。

2 いじめの未然防止に向けて

- 生徒一人一人に対して豊かな心を育み道徳性を身につけさせることをとおして「いじめを許さない心」や「いじめを起こさない力」を育成し、いじめに発展するかもしれない日常のトラブルの解決が図れるよう計画的な指導を実践します。
- 生徒一人一人が意欲をもって学校の様々な教育活動に取り組めるよう「集団づくり」や「授業づくり」への取り組みを充実させるなど、いじめのない学校づくりに向けた指導の充実を図ります。
- 教職員の言動が生徒を傷つけたり、他の生徒によるいじめを助長したりすることがないように教職員の人権意識を磨くとともに指導に細心の注意を払います。
- インターネットのもつ利便性と危険性を理解させながら、情報機器の適切な使い方について指導します。

3 いじめの早期発見に向けて

- いじめは大人が気付きにくく判断しにくい形で行われるということを教職員一人一人が強く意識します。
- 生徒の声に耳を傾け生徒の行動を注視し、生徒の些細な変化を見逃さないようにします。
- いじめの疑いがあることを認識した場合には決して一部の教職員が抱え込むことなく組織的に対応します。
- 日頃から生徒との信頼関係を深め、生徒がいじめを相談しやすい体制を整えます。
- 日頃から保御者との信頼関係を深め、保護者との情報共有に努めます。
- 生徒、保護者、地域からのいじめに関する相談・通報の窓口を明確にします。

4 いじめの早期解決に向けて

- いじめられている生徒を守り通します。
- いじめの疑いがあることを認識した場合には、その行為をやめさせたことで安易に解決したと思いつくことなく、継続的に対応します。
- いじめている生徒については、行為の善悪をしっかりと理解させるとともに、二度といじめを行うことのないよう、学校としてしっかり指導します。
- 双方の保護者に対して学校として説明責任を果たしつつ、学校と保護者が一致協力していじめの解決に向け取り組めるようにします。
- いじめを見ていた生徒に対しては、自分の問題として捉えさせ、いじめは絶対に許されない行為であり、見逃さず根絶しようとする態度を育成します。
- 解決した後も、いじめられた生徒、いじめた生徒の双方を継続的に指導・援助し、良好な人間関係の構築に努めます。